

実務経歴書

[記入注意] この実務経歴書は勤務先(自営業を含む)毎に作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入して下さい。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記入した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

私は、 <span style="margin-left: 20px;">二級 木造</span> 建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。				
年      月      日				
福井県指定登録機関 一般社団法人福井県建築士会会長 様		氏名 .....		
勤務先等				
勤務先(部課名まで)	所在地(番地まで)	在職期間の合計		
		年月～年月	年月数	
		年 月 ～ 年 月	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容(建築士法施行規則第1条の2)	
年月～年月	年月数			
年 月～ 年 月	年 月			
年 月～ 年 月	年 月			
年 月～ 年 月	年 月			
建築実務の詳細(直近の実務から新しい順に記入)		建築実務期間の合計		
		年                  月		
(1)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月 ～ 年月	年月数
			年 月～ 年 月	%                  年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延床面積・担当業務 等)				
[                                  ]				
(2)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月 ～ 年月	年月数
			年 月～ 年 月	%                  年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延床面積・担当業務 等)				
[                                  ]				
(3)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間	
			年月 ～ 年月	年月数
			年 月～ 年 月	%                  年 月
実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延床面積・担当業務 等)				
[                                  ]				

(4)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月 ~ 年月	建築実務の割合	年月数
			年 月~ 年 月	%	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延床面積・担当業務 等)				
[ ]					
(5)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月 ~ 年月	建築実務の割合	年月数
			年 月~ 年 月	%	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延床面積・担当業務 等)				
[ ]					
(6)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月 ~ 年月	建築実務の割合	年月数
			年 月~ 年 月	%	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延床面積・担当業務 等)				
[ ]					
(7)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月 ~ 年月	建築実務の割合	年月数
			年 月~ 年 月	%	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延床面積・担当業務 等)				
[ ]					
(8)	対象物件の名称等	対象物件の所在地	建築実務経験期間		
			年月 ~ 年月	建築実務の割合	年月数
			年 月~ 年 月	%	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容(できるだけ具体的に 用途・構造・階数・延床面積・担当業務 等)				
[ ]					
※審 査					

- 《注》 1 数字は、算用数字を用いてください。  
 2 ※欄は記入しないでください。  
 3 この実務経歴書は勤務先(自営業含む)ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。  
 4 記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求められることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経験を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。